

## 感染症の予防及びまん延防止のための指針

## (目的)

第1条 この指針は、社会福祉法人鳴門市社会福祉協議会(以下「本会」という)が実施する福祉サービス利用者の感染症の予防及びまん延防止を目的として定める。

## (感染症の予防及びまん延防止のための基本的な考え方)

第2条 利用者の居宅や事業所における感染症の予防及びまん延防止のために必要な措置を講ずる体制を整備し、利用者やその家族及び職員の安全を確保するために必要な対策を実施する。

## (感染症の予防及びまん延防止のための体制)

第3条 感染症の予防及びまん延防止の対策を検討するために、感染対策委員会(以下「委員会」という。)を設置する。また、委員会の運営責任者は事務局長とする。

2 委員会の委員は、事務局長、事務局次長、サービス提供責任者、介護支援専門員代表者、その他事務局長が必要と認める者とし、事務局長を委員長、事務局次長を副委員長とする。

3 委員会には、感染対策担当者(以下「担当者」という。)を1名置き、担当者はサービス提供責任者とする。委員会は担当者が招集し、感染の予防及びまん延防止のための具体策を作成し、委員会に提案し記録する。

4 委員会は概ね6か月に1回以上定期的に開催するほか必要に応じて開催し、検討結果を職員に対して周知徹底する。

5 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 感染症の予防対策及び発生時の対策の立案
- (2) 指針・マニュアル等の作成
- (3) 感染対策に関する、職員への研修・訓練の企画及び実施
- (4) 利用者の感染症等の既往の把握
- (5) 利用者・職員の健康状態の把握
- (6) 感染症等発生時の対応と報告
- (7) 感染症対策実施状況の把握と評価

6 委員会は職員に対して、感染症対策の基礎知識の周知徹底を図るとともに指針に基づいた衛生管理と衛生的なケアの励行を目的とした研修を行う。

- (1) 新規採用者に対して、新規採用時に感染対策の基礎に関する教育を行う。
- (2) 全職員を対象に、定期的な研修を年1回以上行う。
- (3) 外部で実施されている研修会へ積極的に参加する。

7 委員会は感染症が発生した場合を想定し、役割分担の確認や感染防止対策をした状態でケアの演習等の訓練を全職員対象に、定期的に年1回以上行う。

8 委員会の審議内容、感染対策の研修や訓練の諸記録は2年間保管する。

## (平常時の対応)

第4条 事業所内の衛生管理として感染症の予防及びまん延防止のため、日頃から整理整頓に心がけ、換気、清掃、消毒を定期的に行い、事業所内の衛生管理、清潔保持に努める。

2 職員の標準的な感染対策として、職員は、感染症の予防及びまん延防止のため、検温、手洗い、手指消毒、うがい、必要に応じてマスクの着用を行う。

3 介護職員の感染対策として、介護職員は利用者宅で介護する場合の感染対策として、以下の事項について徹底する。

- (1) 検温、手洗い、手指消毒、うがい、勤務中のマスクの着用。
- (2) 1ケアごとに手洗い、手指消毒、居室の清潔及び換気を行う。
- (3) 食事介助の前に必ず手洗いを行う。特に、排泄介助後の食事介助は、食事介助前に十分な手洗いを行い、介護職員が食中毒病原体の媒介者とならないよう注意を払う。
- (4) 排泄介助(おむつ交換を含む)は、必ず使い捨て手袋を着用して行い、使い捨て手袋は1ケアごとに取り替える。また、手袋を外した際は、手洗いや手指消毒を行う。
- (5) 膀胱留置カテーテルを使用している場合、尿を廃棄するときは使い捨て手袋を使用してカテーテルや尿パックを取り扱う。
- (6) 血液、体液、排泄物等を扱う場面では細心の注意を払い、直接手指で触れることがないよう必要に応じて使い捨て手袋を使用する。

## 4 日常の観察

職員は、利用者の異常の兆候をできるだけ早く発見するために、利用者の体の動きや声の調子・大きさ、食欲などについて日常から注意して観察し、以下に掲げる利用者の健康状態の異常症状を発見したら、すぐに、主治医などに知らせる。

主な症状	要注意のサイン
発熱	・ぐったりしている、意識がはっきりしない、呼吸がおかしいなど全身状態が悪い ・発熱以外に、嘔吐や下痢などの症状が激しい
嘔吐	・発熱、腹痛、下痢もあり、便に血が混じることもある。 ・発熱し、体に赤い発疹も出ている。 ・発熱し、意識がはっきりしていない。
下痢	・便に血が混じっている。 ・尿が少ない、口が渇いている。
咳、咽頭痛・鼻水	・熱があり、たんのからんだ咳がひどい。
発疹(皮膚の異常)	・牡蠣殻状の厚い鱗屑が、体幹、四肢の関節の外側、骨の突出した部分など、圧迫や摩擦が起こりやすいところに多く見られる。非常に強いかゆみがある場合も、全くかゆみを伴わない場合もある。

### (感染症や食中毒の発生時の対応)

第5条 感染症や食中毒(以下「感染症等」という。)が発生した場合や、それが疑われる状況が生じた場合には、以下の手順に従って報告する。

- (1) 職員が利用者の健康管理上、感染症等を疑ったときは、速やかに利用者と職員の症状の有無(発生日時を含む)について把握し、管理者またはサービス提供責任者に報告する。
- (2) 管理者またはサービス提供責任者は、職員から報告を受けた場合、本会の職員に必要な指示を行う。

2 職員は感染症等が発生したとき、またはそれが疑われる状況が生じたときは、拡大を防止するため速やかに以下の事項に従って対応する。

- (1) 発生時は、手洗いや排泄物・嘔吐物の適切な処理を徹底し、職員を媒介して感染を拡大させることのないよう、特に注意を払うこと
- (2) 感染者または感染が疑われる利用者の居宅を訪問する際には、訪問直前に使い捨ての予防着、マスク、手袋を着用する。または訪問後は速やかに使用した予防着等をビニール袋に入れ、常備してあるアルコール消毒液で手指消毒を行うこと
- (3) 利用者の感染が疑われる際には、速やかに関係機関に連絡を入れサービスの利用を停止すること

### (指針の閲覧等)

第6条 指針及び感染症対策に関するマニュアル類等は委員会において、定期的に見直し、必要に応じて改正するものとする。

2 指針は誰でも閲覧できるよう事業所に備え置くとともに、本会ホームページにも公開する。

### 附 則

この指針は令和6年1月1日から施行する。